

いじめ防止対策推進法を知っていますか？

法が学校にもたらすもの

2011年の大津市のいじめ自死事件をきっかけとして、いじめ問題について法律による対応の動きが強まるなかで、国会会期末の6月21日に「いじめ防止対策推進法」が可決・成立しました。いじめ防止対策推進法は、家庭や学校に対し、規範・道徳教育の強化、懲戒権の行使（退学・停学等を含む）・出席停止措置の積極的活用などの厳罰化を求めています。

1986年の東京中野区富士見中学校いじめ自殺事件などから四半世紀が経つ中で、なぜいじめが解決できなかったのでしょうか。今回のいじめ防止対策推進法の成立を機会として、改めていじめ問題の解決の道をさまざまな立場の人々と一緒に探っていきませんか。その第一弾として、この法律が学校にもたらすものを検討します。



講演Ⅰ

●いじめ防止対策推進法の問題点と学校現場の課題

喜多 明人（教育総研 子どもの権利検討委員会・委員長、早稲田大学）

講演Ⅱ

●いじめ防止と子ども参加の学校づくり

伊藤 義明（北海道音更町立緑陽台小学校）

日時

2013年7月29日（月） 18:30～20:30
（18時受付開始）

場所

連合会館

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水・丸の内線 淡路町
都営新宿線 小川町 下車 B3 出口

主催：国民教育文化総合研究所

共催：子どもの人権連

教育総研（国民教育文化総合研究所）では、今後、いじめ問題などに関わって、保護者、弁護士、子ども、政治家など、さまざまな方々をお招きし、シンポジウム等を企画いたしますので、当研究所のホームページをご覧ください。

<http://www.kyoiku-soken.org/official/top/>